

[事案 28-158] 新契約無効請求

・平成 29 年 6 月 26 日 和解成立

<事案の概要>

契約の内容を誤解していたことなどを理由に、契約の無効と既払込保険料の返還などを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 12 月に代理店を通じて契約した変額個人年金保険(保険料一時払)について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還するとともに同保険料に対する法定利息を支払ってほしい。

また、上記請求が認められない場合は、年金据置期間を 13 年から 10 年に短縮してほしい。

- (1) 年金受取人を長男にすることを要望して契約したにもかかわらず、年金受取人が自分になっていた。
- (2) 苦情申し出後の対応において、保険会社は、年金据置期間を 13 年から 10 年に短縮できると誤った案内をした。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人から、財産を長男に残したいとの意向は聞いていたものの、年金という形で残したいとの要望は聞いていない。また、受取人については、申込時、申立人および申立人の長男の両名に説明している。
- (2) 年金据置期間の短縮については、誤案内の事実はあるが、行政当局に提出している基礎書類上認められていない処理であることから、変更には応じられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約前後の状況を把握するため、申立人および申立人の長男ならびに募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が契約の内容を誤解していたために契約は無効であるとの主張は認められず、年金据置期間の短縮も認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人側からの年金据置期間短縮の要望に対し、保険会社本社の担当部門が、口頭、書面の両方で重ねて対応可能との誤回答を行い、その後、誤回答を訂正するまでに相当の時間を費やしており、速やかに適切な対応をしなかった。
- (2) 申立人側から契約内容などについて 2 度にわたり照会があった際、募集人は、速やかに適切な対応を行わなかった。
- (3) 申立人の「財産を長男に残したい」との希望に対し、本契約の年金受取人は申立人本人になっており、希望に直接的に応えたものではないが、募集人は、その点を申立人に具体的に説明しておらず、説明が不十分であった。